

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成29年4月18日(火) 午前9時25分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 27名中26名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	2番 太田修	3番 松本英樹
4番 尾上昭則	5番 小西勝正	6番 高原敏正
7番 大河原誠	8番 大森一廣	9番 片岡一矢
10番 木下泉	11番 宇津木利正	12番 太田一己
13番 川野実重	14番 河崎繁	15番 雪上勲
16番 古澤直通	17番 高原峯夫	18番 大森茂利
19番 藤澤美芳	20番 長船裕一	21番 永守修一
22番 久山英之	23番 上村善亮	24番 石黒五月
25番 大内美智子	26番 原野健一	

欠席委員

27番 石原芳高

4. 議事に参与した者

事務局長 小林 裕治

事務局 島 宏彰

事務局 久山 貴史

5. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定)

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時25分）  
定刻より少し早いようですが、全員揃いましたので、始めさせていただきます。本日は新年度になって、最初の総会となりますので、開会に先立ちまして、4月より新たに産業建設部長となりました難波より挨拶があります。

産業建設部長 （挨拶）

事務局 ありがとうございます。なお、部長におきましては、他の業務があるため、ここで退席させていただきます。

また、人事異動により、事務局職員におきましても変更がありましたので、ご報告させていただきます。

（異動報告 及び 挨拶）

本年度も円滑な運営ができるように精進してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは、改めまして、平成29年度瀬戸内市農業委員会、第1回の総会を始めさせていただきます。まず、はじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。ただいま、紹介してもらったように新しい事務局の体制となって、第1回の総会を開催する運びとなりました。皆さまには、大変お忙しい中で出席いただき、ありがとうございます。我々の任期も10月末までとなっていますが、せっかくですから委員会で得た技術、知識を地域の農業のために発揮していただきたいと思います。本日も数件の議案が提出されておりますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

事務局 長 ありがとうございます。ただいま出席委員数は定数27名のうち26名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、27番・石原委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくをお願いします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに12番・太田委員、13番・川野委員、よろしくをお願いします。

早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

#### 【1番案件】

譲受人「長船町服部■■■■■■■■」。譲渡人「兵庫県神戸市兵庫区西柳原町■■■■■■■■」。農地の所

在地は「邑久町福元■■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は2,540㎡。「邑久町福元■■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,109㎡。譲受人の農地までの距離は3,000m。耕作面積は50,306㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■ ■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■ ■■■」さんも同様に田として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【2番案件】

譲受人「岡山市東区長沼■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町上笠加■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町東谷■■■」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は89㎡。譲受人の農地までの距離は570m。耕作面積は11,857㎡です。家族数は2名、うち耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、

農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に畑として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の木下委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

### 【3番案件】

譲受人「邑久町本庄■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「岡山市中区赤田■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町本庄■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は983㎡。「邑久町本庄■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は912㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は24,691㎡です。家族数は3名、うち耕作者数は2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでは譲受人の義父が譲渡人から借受け、田として耕作しておりましたが、譲受人の「■■ ■■■」さんは今後は果樹として耕作を行っていく予定としております。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の宇津木委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【4番案件】

譲受人「邑久町本庄■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「大阪府高石市東羽衣■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町本庄■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,596㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は6,356㎡です。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人が管理してきた土地であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の宇津木委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上、事務局からの説明を終わります。

- 議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、8番・大森委員さんお願いします。
- 8 番 委 員 それでは、1号議案の1番案件について説明いたします。この案件は■■氏が■■氏の田を14、5年前から耕作していたものであり、ここで所有権移転するものとなります。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について説明させていただきます。この案件については、■■さんが農地の管理ができないということで、岡山市にはなりますが、隣地所有者の■■さんという農地のある土地の隣部落の方に譲渡する話がまとまっているようです。特に問題がある案件ではないようですので、よろしくお願いします。
- 11 番 委 員 それでは、続きまして3番、4番案件の担当委員さん、11番・宇津木委員さん、お願いいたします。
- 11 番 委 員 11番宇津木です。3番案件は■■さんが果樹園、ぶどうをされるということで■■さんの田、ここはもともと■■さんの義父が借り受けて耕作していた土地を無償で譲ってもらおうそうです。申請者は実家でぶどうを栽培しており、自分自身でも栽培するみたいです。4番案件は大阪に住んでいる■■さんは■■さんの妹さんで、もうこちらには帰ってくる予定はなく、田の管理ができないため、■■さんに無償で譲渡するものです。■■さんは、今後も田として利用するというところで特に問題はありません。
- 議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第2号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。議案資料2頁目をご覧ください。

#### 【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「倉敷市浜町■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓■■」。

地目は「畑」。面積は135㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場 135㎡」農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料5ページをご覧ください。牛窓東幼稚園から北に約20mのところのところに位置しております。

#### 【2番案件】

譲受人「邑久町豊原117番地の1 不動産業 株式会社丸通地建代表取締役 近藤 友一」。譲渡人「邑久町山田庄■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄■■■」。地目は「田」。面積は999㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「木造2階建 4棟 265.68㎡」。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金が■■■、借入金が■■■です。隣地への被害はありません。なお、所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地となっております。場所につきましては資料6ページをご覧ください。JR邑久駅から北に約300mのところのところに位置しております。

#### 【3番案件】

譲受人「長船町土師■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「岡山市中区兼基■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町土師■■■」。地目は「田」。面積は1,046㎡。転用目的は「共同賃貸住宅」。施設の概要は「木造2階建(20戸) 1棟 344.15㎡」。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米360kgとなっております。資金は、借入金が■■■です。隣地への被害はありません。なお、所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地となっております。場所につきましては資料7ページをご覧ください。長船支所から北に約100mのところのところに位置しております。

#### 【4番案件】

譲受人「岡山市北区磨屋町7番18号 不動産業 株式会社富千代表取締役 千田 幸宏」。譲渡人「長船町土師■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町福岡■■■」。地目は「田」。面積は1,133㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「木造2階建 9棟 527.04㎡」「道路 675.00㎡」「駐車場 85.00㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は、自己資金が■■■、借入金が■■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となつて

おります。また、農用地区域外農地となっております。場所につきましては資料8ページをご覧ください。JR長船駅から南に約400mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思っております。1番案件の担当委員さん、2番・太田委員さん、お願いいたします。

2 番 委 員 太田です。まず、1番案件ですが、■■さんは申請地の隣地に住んでおられて、これまでは畑として借りていたそうです。以前より売買の話があり、■■さんは瀬戸内市に帰ってくる予定もないことから、話がまとまったようで、隣地に農地もなく、特に問題等はありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて2番案件の担当委員さん、7番・大河原委員さん、お願いいたします。

7 番 委 員 7番・大河原です。現地は南・東側はすでに宅地となっており、北側には農地が残りますが、その先は地上げがされ、周囲は宅地化が進んでいるような場所となります。地区役員から隣地や排水等に問題はないという話も聞いており、特に問題はないと思っております。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて3番案件の担当委員さん、18番・大森委員さん、お願いいたします。

18 番 委 員 18番・大森です。3番案件ですが、■■さんが叔父さんの土地を譲ってもらい、賃貸住宅の建築を計画しているものです。申請地は東側から宅地化が進んでいる場所にありますが、西側の農地に耕作等には影響がなく、排水関係にも問題はないことから特に問題はないと考えられます。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて4番案件の担当委員さん、19番・藤澤委員さん、お願いいたします。

19 番 委 員 19番・藤澤です。この案件については、建売分譲住宅を建てるということで事業自体は県道沿いの宅地を含めて、9戸の建売住宅の建築を実施するようです。排水については、中央部分の用水に流すようですが、同意は得られております。線路より東にはなりますが、福岡のあけぼの町地区と付き合いをしていくそうです。

議 長 はい、ありがとうございました。ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定）ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。  
【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】
- 議長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- 議長 （意見なし）
- 議長 ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- 事務局 それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。
- 事務局 次回は、5月16日火曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役所大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、6月8日木曜日に開催予定となっております。事務局からは以上です。
- 議長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成29年度4月の総会を閉会とさせていただきます。
- ありがとうございました。
- （午前10時10分 閉会）

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成29年 4月18日

議長

署名委員

署名委員